

不二家システムセンター

女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画

1. 計画期間： 令和 8 年 4 月 1 日 ～ 令和 11 年 3 月 31 日

2. 目標と取組内容・実施時期

目標1（女性労働者に対する職業生活に関する機会の提供）

セクシュアルを含む各種ハラスメント報告に対し、再発防止策実施後の再発を、2028年までに0件とする。

<実施時期・取組内容>

- 令和 8年 4月～ ハラスメント防止規定を策定する。
ハラスメント相談窓口の体制の見直し。
ハラスメントに対する規程の改定。
ハラスメント相談窓口の教育。
ハラスメント防止の教育の実施。
- 令和 9年 4月～ ハラスメント防止の教育の実施。（前年の相談事象も反映）
- 令和 10年 4月～ ハラスメント防止の教育の実施。（前年の相談事象も反映）

目標2（職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整理）

フレックスタイム制、在宅勤務の利用推進のため就業規則等の改定し、適切な利用を促す。
2028年度末までに、希望された方の利用を100%にする。

- 令和 8年 4月～ 規程類の改定。
就業規定の改定。
在宅勤務に対するセキュリティルールの改定。
- 令和 9年 4月～ 改定規程類の周知と運用の開始。
社内での掲示による周知。
利用可能対象者への直接お知らせ。
- 令和 10年 4月～ 運用の継続、有効性の確認と是正対応。